



府 食 第 3 1 2 号
令 和 元 年 9 月 1 0 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて (回答)

令和元年 9 月 2 日付け厚生労働省発生食 0902 第 1 号により貴省から当委員
会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48
号) 第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項については、同法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき定めら
れた「食品、添加物等の規格基準」(昭和 34 年厚生省告示第 370 号) から、添
加物 1 品目 (香辛料抽出物 (チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留し
て得られたものに限る。)) の製造基準を削除すること。